下水道施設見学に係る助成要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮城県内の小学校(以下「申請者」とする。)が行う下水道の普及・ 啓発や環境教育を目的として実施する下水道施設の見学を組み入れた校外学習の実施費 用の助成に関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成)

- 第2条 助成は、申請者が行う下水道の普及・啓発や環境教育を目的として実施する下水道 施設の見学を組み入れた校外学習において、別表1に掲げたものについて行い、助成回数 は1団体につき年度1回とする。
- 2 助成額については、20万円までは校外学習に要した費用の全額を助成し、20万円を超えた場合は、20万円に20万円を超えた額の3分の2を加え、その上限額は30万円とする。

(申請)

- 第3条 助成の申請は、校外学習を実施する申請者が自ら公益社団法人宮城県建設センター(以下「センター」という。)に行うこととする。
- 2 申請にあたっては、申請者が事前に見学施設等への受入れ等の確認を行ったうえで、下 水道施設見学に係る助成申請書(様式第1号)を校外学習実施日の1ヶ月前までにセンタ ーに提出するものとする。

(助成決定)

第4条 センターは,前条に規定する申請が行われたときは,その内容を速やかに確認し,助成の適否等を決定し,下水道施設見学に係る助成決定通知書(様式第2号)を申請者に通知するものとする。

(実施報告)

第5条 助成を受けることとなった申請者は、校外学習終了後1ヶ月以内に下水道施設見 学に係る実施報告書(様式第3号)をセンターに提出するものとする。

(助成金の給付)

第6条 助成金は,前条に規定する実施報告書等の提出に基づき,校外学習の実施内容や要した費用等を確認し、申請者が指定する口座に振り込みにより給付するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1

【助成の対象となる費用】

- ① 貸切バス等の借り上げに要する費用
- ② 有料道路使用料
- ③ 施設見学入場料
- ④ その他の事業費

〈参考〉

申請のフロー

